

韓国における労働市場の柔軟化と 非正規労働者の規模の拡大

横田 伸子

- 1 問題の提起
- 2 「IMF経済危機」と雇用構造の変化
- 3 韓国の非正規職労働者の規模と実態
- 4 結論

1 問題の提起

1997年の東アジアの通貨危機は韓国にも波及し、韓国政府はIMFから救済金融を受けることとなった。この際、IMFによってつけつけられたコンディショナリティーは、緊縮政策と自由化政策を二大骨子とするものであったが、中でも整理解雇制の導入と勤労者派遣業の規制緩和等を内容とする労働市場の柔軟化政策は労働政策の主軸となった。「IMF経済危機」の直撃で、失業率が6.8%まで一気に上昇した後、労働市場の柔軟化が急速に進み、1980年代後半以降、財閥企業を始めとする大企業の男子正規労働者を中心にして着実に形成されてきた内部労働市場体制⁽¹⁾は大きく動揺する。すなわち、大企業の内部労働市場において、安定的な長期雇用と良好な労働条件を享受した男子正規労働者も例外なく整理解雇の対象となり、臨時職・日雇い労働者などの非正規労働者に置き換えられていった。この結果、雇用構造における非正規労働者化が急激に進展するのである。

本稿では、まずマクロ統計を用い、「IMF経済危機」とそれに続く構造改革を経て、韓国の雇用構造がどのように変化したのかを丹念に追ってみたい。この際、労働者の非正規化が労働市場構造にどのような影響を与えたのかを考察する。

次に、経済危機後の韓国の非正規労働者の規模と実態を分析する。特に、contingent worker という欧米の概念に依拠して、韓国の非正規労働者の規模の推定を行うことの是非をめぐり、韓国の

(1) 1980年代以降の韓国労働市場における内部労働市場の形成とその構造変化については、丁怡煥(1992)と横田(1994)(2001)を参照のこと。

学会，労働界をも巻き込んで激しい論争が展開されている⁽²⁾。この論争を通じて，欧米の概念では捉えきれない「長期臨時労働者⁽³⁾」という韓国特有の非正規労働者の存在形態が図らずも浮き彫りにされた。ここでの論点を解き明かしながら，韓国の非正規労働者の現実的な規模の把握を試みる。さらに，「長期臨時労働者」は，欧米よりむしろ，日本における「疑似パート」と多くの共通点を持つので，日本の非正規労働者との比較を通して，韓国の非正規労働者の実態を明らかにしたい。また，2000年8月現在で，韓国の女子賃金労働者の約4分の3が非正規労働者であったことから，女子の労働力化の進展は非正規労働力化に抛るところが大きかったと考えられる。女子非正規労働者に焦点をあてた分析は，韓国の女子労働者の位相を把握するのに必要不可欠である。

ただし，韓国において，労働市場の柔軟化にともなう非正規労働者の増大は，経済危機以降，最近5年余りの間に急進した事態である。そのため，韓国政府や労働組合による，非正規労働者に対する実態調査はこれまでほとんど行われたことはなかった。政府の調査としては，わずかに2000年から3回に亘って，雇用形態及び労働力移動の実態について，経済活動人口調査の付加調査が実施されたのみである。しかも，この付加調査の結果は公刊されていない。したがって，本稿では，この調査の原資料（raw data）を用いた韓国の既存研究⁽⁴⁾と，労働組合の二つのナショナルセンターの一方である全国民主労働組合総連盟（以下，民主労総とする）によって，1999年12月から2000年1月に行われた設問調査⁽⁵⁾という乏しい資料に依りながら，可能な限り非正規労働者の実態に迫りたい。

2 「IMF経済危機」と雇用構造の変化

韓国の労働経済は，1987年の労働者大闘争と1997年末の「IMF経済危機」という，その構造自体を変えるような大きな転機を二度経験した。いわば，「IMF経済危機」は，労働者大闘争以降，財閥企業の男子正規労働者を中核にして急速に形成されつつあった内部労働市場を主軸とするような労働体制を，一挙に覆すような出来事であった。ここではまず，労働者大闘争から「IMF経済危機」

(2) 韓国における非正規労働者の概念と規模をめぐる論争については，アメリカのcontingent workerの概念を用いた分析として朴基性（2001），チェ・ギョンス（2001）があげられる。これに対し，contingent workerの概念をそのまま当てはめたのでは，韓国の非正規労働者の全体像を捉えきれないと主張するのが，キム・ユソン（2001），丁怡煥（2001），チャン・ジヨン（2001），南奇坤（2002）である。

(3) 「長期臨時労働者」の概念については後に詳述するが，雇用期間は1ヶ月を超えるか，または定めのない者で，何回もの契約更新によって，あるいは期限の定めなく長期にわたって雇用されていると同時に，「臨時職労働者」としての差別的待遇を受ける者とされる。日本で「疑似パート」と称される，「その他パート」と類似した概念である。

(4) 主にキム・ユソン（2001）とチャン・ジヨン（2001）に依拠した。

(5) この調査では，大きく次の4つの分野に関して設問調査を行っている。すなわち，非正規労働者の職場生活の実態，非正規労働者の労働市場における位置，非正規労働者と労働組合との関係，労働組合による非正規労働者の組織化である。448人の非正規労働者と103の労働組合から有効回答を得ている（全国民主労働組合総連盟（2001）pp.146-148）。

に至るまでの10年間（1988～97年）と、「IMF経済危機」以降（1998～2001年）の雇用構造を比較し、経済危機を契機とした構造改革が韓国の労働経済及び労働市場構造にどれほど甚大な影響を与えたのかを見てみたい。

1988年から2001年までの雇用状況の変化を表した表1によれば、1988～97年の大闘争以降の10年間で、年平均7.3%という高度経済成長の下、労働力人口は、1,730万5千人から2,160万4千人へと430万人も増え、年平均2.5%ずつ増加した。この結果、労働力率も58.5%から62.2%へと高まったが、男子の労働力率が72.9%から75.6%へと2.7ポイントの微増にとどまったのに対し、女子のそれは45.0%から49.5%へと4.5ポイントも増えており、この時期、女子の労働力化が急激に進んだことが注目される。また、失業率は、2%台を維持しており、ほぼ完全雇用に近い状態であったことがわかる。

このような状況を一変させたのが、「IMF経済危機」とそれに続く構造改革である。IMFから要求された極度の緊縮政策の実施により、それまでの年平均7.3%という高成長は、1998年には一転して-5.8%というマイナス成長に落ち込み、財閥まで巻き込んだ企業の連鎖倒産を引き起こした。さらに、緊縮政策とともにIMF経済政策の両輪の一方を成した自由化政策は、労働政策では、整理解雇制の導入と勤労者派遣業の許可を内容とする労働市場の柔軟化政策となって現れた。この結果、企業の大量倒産で失業が多く発生しただけでなく、企業の雇用調整手段として整理解雇が大々的に断行された。企業の雇用調整に関する韓国労働研究院の実態調査⁽⁶⁾によれば、調査対象企業のうち、1998年4月～10月に整理解雇を行った企業は24.5%、名誉・早期退職を実施した企業は23.4%にもものぼっている⁽⁷⁾。また、1997年12月末と比較して、98年10月末現在で従業員数が減少した企業は、従業員500人以上の大企業になるほど多く、中小企業の75%に対して、大企業では90%の企業で従業員数が減少している⁽⁸⁾。大企業でも例外なく、リストラをとこなう雇用調整が大規模に行われたことを示唆する。こうして、表1に見るように、完全雇用に近かった低失業率は、1998年に一気に6.8%もの高失業率にはね上がったのである。

その後、韓国経済はIMF経済政策の優等生として、V字形と賞賛される驚異的な成長率の回復を見せるが、2001年現在で失業率、労働力率は経済危機以前の水準にまで戻っていない（表1参照）。特に失業率は、1998年の6.8%から2001年には3.7%まで急速に低下し、失業者数も大きく減少したが、これをもって雇用条件が経済危機以前の比較的安定した状態に戻りつつあるとは到底言えないのは、後に見るとおりである。また、労働力率も、1997年の62.2%が、98年に60.7%にまで下がって以来、2001年にいたっても60.8%に停滞したままであるが、これは、女子の労働力率が98年の47.0%から2001年の48.8%まで順調な回復を見せているのに対し、男子の労働力率が同期間75.2%から73.6%へと下がり続けていることによるものである。それとともに、男子の非労働力人口の増加率（同期間2.5%）も、女子（同0.1%）と比べると圧倒的に高くなっている。経済危機以降の失業率の低下と、男女の労働力率が正反対の推移をたどったことの内実を次に探ってみたい。

(6) 韓国労働研究院では、355企業を対象に1997年から98年にかけて、3回にわたって企業の雇用調整に関する実態調査を行っている。詳しくは崔康植・李奎容（1998a）,（1998b）,（1999）。

(7) 崔康植・李奎容（1999）, p.17.

(8) 同上, p.11.

表1 1988～2001年の雇用状況の変化

（単位：千人，％）

	1988	1992	1996	1997	年平均増加率 (1988-97)	1998	1999	2000	2001	年平均増加率 (1998-2001)
経済成長率	11.3	5.1	7.1	5.5	7.3	- 5.8	10.9	9.3	3.0	4.4
(全体)										
15歳以上の人口	29,602	31,898	34,182	34,736	1.8	35,243	35,765	36,139	36,484	0.9
労働力人口	17,305	19,426	21,188	21,604	2.5	21,390	21,634	21,950	22,181	1.8
(労働力率)	58.5	60.9	62.0	62.2		60.7	60.5	60.7	60.8	
就業者	16,870	18,961	20,764	21,048	2.5	19,926	20,281	21,061	21,362	1.8
失業者	435	465	425	556	2.8	1,463	1,353	889	819	- 11.0
(失業率)	2.5	2.4	2.0	2.6		6.8	6.3	4.1	3.7	
非労働力人口	12,298	12,472	12,994	13,132	0.7	13,853	14,131	14,189	14,303	0.8
(男子)										
15歳以上の人口	14,294	15,397	16,590	16,870	1.9	17,132	17,331	17,510	17,678	0.8
労働力人口	10,414	11,627	12,620	12,761	2.3	12,883	12,889	12,950	13,012	0.3
(労働力率)	72.9	75.5	76.1	75.6		75.2	74.4	74.0	73.6	
就業者	10,099	11,322	12,330	12,409	2.3	11,896	11,978	12,354	12,467	1.2
失業者	315	305	290	352	1.2	986	911	596	545	- 11.2
(失業率)	3.0	2.6	2.3	2.8		7.7	7.6	4.8	4.4	
非労働力人口	3,880	3,700	3,969	4,109	0.6	4,249	4,442	4,560	4,666	2.5
(女子)										
15歳以上の人口	15,308	16,501	17,593	17,866	1.7	18,111	18,434	18,629	18,806	1.0
労働力人口	6,891	7,799	8,568	8,843	2.8	8,507	8,745	9,000	9,169	1.9
(労働力率)	45.0	47.3	48.7	49.5		47.0	47.4	48.3	48.8	
就業者	6,771	7,639	8,434	8,639	2.7	8,030	8,303	8,707	8,895	2.7
失業者	120	160	134	204	6.1	477	442	293	274	- 10.6
(失業率)	1.7	2.1	1.6	2.3		5.6	5.1	3.3	3.0	
非労働力人口	8,418	8,702	9,025	9,023	0.8	9,604	9,689	9,629	9,637	0.1

資料：韓国統計庁『경제활동인구연보(経済活動人口年報)』各年版，韓国銀行『국민계정(国民計定)』各年版より作成。

企業の連鎖倒産と整理解雇に引き続いて取られた企業の雇用調整策は、解雇で生じた正規職の欠員を非正規職で埋めることであった。企業の立場に立てば、非正規労働者を活用するメリットは、景気の変動に対応可能な雇用の数量的柔軟性の確保と、人件費の削減、及び労働組合の組織基盤を弱体化させられることがあげられる。先の実態調査によると、すでに1998年4月～10月で、調査企業の15.8%がこのような雇用調整を実施したという⁽⁹⁾。こうした雇用調整の方法が一般的に取られるようになるにしたがい、正規労働者の規模の縮小と、非正規労働者の規模の拡大が急進展したことは容易に想像できよう。しかし、非正規労働者の急増が社会問題化したのは経済危機以降であったため、経済危機以前と以降の非正規労働者の規模を時系列的に推定できる統計資料は存在しない。そこで、大まかではあるが、韓国統計庁による経済活動人口調査の地位別就業者中の常用労働者を正規労働者に、臨時職労働者と日雇い労働者を非正規労働者に読み替えて、両者の規模の変化を概観してみよう。

経済危機以前と以降の、従事上の地位別就業者数の推移を表したのが 表2 である。まず最初

(9) 同上，p.17.

に目につくのが、経済危機以降の常用労働者の絶対数と構成比の急激な減少である。1997年にそれぞれ713万3千人、33.9%だった常用労働者が、98年には645万7千人、32.3%へと、経済危機による整理解雇で絶対数を大幅に減らした。しかし、2000年には順調に景気が回復しているにもかかわらず、625万2千人、28.3%と、常用労働者の人数を減らしただけでなく、それにも増して構成比を大きく縮小させている。ことに、男子がこの傾向をさらに増幅させており、1997年に人数、構成比は、それぞれ516万9千人、41.7%であったが、経済危機の98年には大きく人数を減らし485万6千人、40.8%になっている。この時点で構成比はそれほど縮小していない。だが、1990年代を通じて全就業者の40%以上を占めていた男子常用労働者は、2000年には33.5%にまで大きく落ち込み、7.3ポイント減を記録している。これは、とりもなおさず、労働者大闘争以降、韓国労働市場の中核部分を構成していた男子正規労働者による内部労働市場が急速に切り崩されていることを意味する。

表2 従事上の地位別就業者の推移

(単位: 千人, %)

	1988	1992	1996	1997	年平均増加率 1988-97	1998	2000	年平均増加率 1998-2000
(全体)	16,869(100.0)	18,962(100.0)	20,764(100.0)	21,047(100.0)	2.5	19,994(100.0)	22,061(100.0)	3.4
常用労働者	5,348(31.7)	6,581(34.7)	7,377(35.5)	7,133(33.9)	3.3	6,457(32.3)	6,252(28.3)	- 1.1
臨時職労働者	2,766(16.4)	3,214(17.0)	3,869(18.6)	4,204(20.0)	4.8	3,998(20.0)	4,511(20.4)	4.3
日雇い労働者	1,496(8.9)	1,772(9.3)	1,797(8.7)	1,890(9.0)	2.6	1,735(8.7)	3,378(15.3)	31.6
自営業主	5,093(30.2)	5,410(28.5)	5,798(27.9)	5,950(28.3)	1.7	5,776(28.9)	5,999(27.2)	1.3
無給家族従事者	2,167(12.8)	1,983(10.5)	1,923(9.3)	1,869(8.9)	- 1.6	2,028(10.1)	1,920(8.7)	- 1.8
(男子)	10,099(100.0)	11,322(100.0)	12,330(100.0)	12,409(100.0)	2.3	11,910(100.0)	13,353(100.0)	4.0
常用労働者	3,978(39.4)	4,774(42.2)	5,333(43.2)	5,169(41.7)	3.0	4,856(40.8)	4,649(33.5)	- 1.4
臨時職労働者	1,369(13.6)	1,462(12.9)	1,694(13.7)	1,850(14.9)	3.4	1,755(14.7)	2,058(15.4)	5.8
日雇い労働者	795(7.9)	936(8.3)	986(8.0)	1,019(8.2)	2.8	887(7.4)	2,141(16.0)	47.1
自営業主	3,638(36.0)	3,911(34.5)	4,121(33.4)	4,187(33.7)	1.6	4,203(35.3)	4,282(32.1)	0.6
無給家族従事者	318(3.2)	239(2.1)	196(1.6)	183(1.5)	- 6.0	209(1.8)	222(1.7)	2.1
(女子)	6,771(100.0)	7,639(100.0)	8,434(100.0)	8,638(100.0)	2.7	8,084(100.0)	8,708(100.0)	2.6
常用労働者	1,370(20.2)	1,807(23.7)	2,045(24.2)	1,964(22.7)	4.1	1,601(19.8)	1,603(18.4)	0.0
臨時職労働者	1,397(20.6)	1,753(22.9)	2,174(25.8)	2,355(27.3)	6.0	2,244(27.8)	2,453(28.2)	3.1
日雇い労働者	700(10.3)	836(10.9)	811(9.6)	871(10.1)	2.4	848(10.5)	1,237(14.2)	15.3
自営業主	1,455(21.5)	1,499(19.6)	1,676(19.9)	1,763(20.4)	2.2	1,573(19.5)	1,717(19.7)	3.1
無給家族従事者	1,849(27.3)	1,744(22.8)	1,727(20.5)	1,688(19.5)	- 1.0	1,819(22.5)	1,699(19.5)	- 2.2

資料: 韓国統計庁 『경제활동인구연보(経済活動人口年報)』各年版より作成。

しかし、男子とは対照的に、女子常用労働者は、すでに経済危機以前の1996年に204万5千人、24.2%と低いピークに達した後、継続的に人数と構成比をゆるやかに減らし続けてきた。そして、1998年に160万1千人(前年比18.5%減)と、整理解雇などによって絶対数の大幅減少を被って以来、2000年で160万3千人とほとんど人数の変化はなく、構成比も98年の19.8%から2000年の18.4%へと徐々に縮小していつている。このことは、もともと、経済危機以前から女子労働者の主力は正規労働者ではなく、臨時職・日雇い労働者などの非正規労働者であったことを物語っている。

それでは、臨時職労働者と日雇い労働者の推移を追ってみると、経済危機で一時的に人数を減らした後⁽¹⁰⁾、常用労働者の大幅縮小とは裏腹に、臨時職労働者と日雇い労働者の規模が急拡大している。1998年に臨時職労働者と日雇い労働者合わせて573万3千人、28.7%だったのが、2000年には788万9千人、35.7%にまで膨れ上がっている。とくに、同期間の日雇い労働者の173万5千人、8.7%から337万8千人、15.3%という大幅な増大が目を見く。とりわけ、男子臨時職・日雇い労働者の拡大が顕著で、264万2千人、22.1%から419万9千人、31.4%へと、わずか3年で構成比を10ポイント近くも伸張させており、中でも日雇い労働者の増加率はとびぬけて高く、年平均47.1%にも達している。この事実もまた、正規労働者を非正規労働者に置き換えることによって、男子正規労働者から成る内部労働市場構造が縮小しつつあるという推論と整合する。

これに対し、女子臨時職・日雇い労働者の特徴は、すでに経済危機以前から1990年代を通じて、その人数と構成比を着実に伸ばし続けている点にある。とくに、女子臨時職労働者は、労働者大闘争以降、1988～97年の10年間に年平均6.0%と、男女合わせた就業者の地位別カテゴリーの中でもっとも速いスピードで増え続け、97年には235万5千人、27.3%と、10年間で人数にして95万8千人、構成比で6.7ポイントも増大している。1998年に224万4千人、27.8%と一旦人数を減らしたものの、再び増加に転じ2000年には245万3千人、28.2%で女子就業者の中軸となっている。このように、1990年代を通じて女子の労働力化が急速に進んだのは、臨時職労働者の拡大によるところが大きく、経済危機以降もさらに膨らみ続けている。その上、経済危機以降の顕著な傾向として、女子日雇い労働者の急増があげられる。女子日雇い労働者は、1998年に人数、構成比が84万8千人、10.5%から2000年には123万7千人、14.2%にまで膨張し、臨時職労働者と合わせて女子就業者の42.4%（369万人）をも占めるようになった。彼女達は、1990年代を通じて、男子正規労働者を中核とする内部労働市場の外延部に、非正規労働者として外部労働市場を形成してきたのである。経済危機を契機に、その度合いと比重はより一層高まっている。

「IMF経済危機」以降、労働市場の柔軟化という構造改革の中で行われた雇用調整によって、正規労働者は急速に非正規化した。こうした雇用構造の変化は、労働者大闘争以降、急速度で形成されてきた、男子正規労働者を中心とする内部労働市場体制を切り崩すと同時に、危機以前は女子非正規労働者が根幹となっていた外部労働市場を、男子正規労働者の非正規化をも促すことで急激に膨張させた。経済危機以降の失業率の低下は、こうした労働力の非正規化によるもの以外の何ものでもない。しかも、非正規労働者の大部分は、次節で見るように、不安定雇用と、正規労働者との身分差別ともいえる待遇差別を存在形態の特徴としており、このことは労働者にとっては雇用条件の大幅な悪化を意味する。新規卒業採用者として内部労働市場の入職口から昇進の階段を上り、キャリアを形成するという内部労働市場を構成していた男子正規労働者は、内部労働市場の縮小にとともに、内部労働市場への進入機会が大幅に狭められたり⁽¹¹⁾、内部労働市場からはじき出された。

(10) もっとも、常用労働者は1998年には前年度比で9.5%も絶対数を減らしているのに対し、臨時職及び日雇い労働者は同5.9%減で、ここからも、経済危機による雇用調整が常用労働者の整理解雇に重点を置いて進められたことがうかがわれる。

これらの人々が、条件の悪い非正規職につくことを忌避した結果、先に見たような男子労働力率の低下をもたらしたと考えられる。

3 韓国の非正規職労働者の規模と実態

(1) 非正規労働者の規模の推定をめぐる韓国内の論争

前節では、韓国統計庁による経済活動人口調査における地位別就業者中の臨時職労働者及び日雇い労働者を大まかに非正規労働者と措置して、労働市場の柔軟化にともなう非正規労働者の規模の推移を概観した。統計数字が示すように、2000年には、臨時労働者と日雇い労働者が賃金労働者に占める比重が55.8%にも及び、正規労働者を凌駕することとなり、韓国の雇用状況の激しい不安定性を印象づけた。しかし、2001年1月に開催された韓国労働経済学会の学術セミナーでは、臨時職労働者と日雇い労働者の規模の拡大をそのまま非正規労働者の拡大と見なすことに対して異議が唱えられた⁽¹²⁾。というのは、経済活動人口調査の常用労働者、臨時職・日雇い労働者の一次的な区分基準は、本来雇用契約期間であるはずなのに、韓国で実際に雇用契約が存在する労働者の比率は12.0%に過ぎず、このため、労働者の大部分は雇用契約期間ではなく、各種手当や、ボーナス、退職金等がもらえるかどうかで従事上の地位が区分されている⁽¹³⁾。こうして出された数値をもっては、雇用の不安定な労働者の規模を測ることができないと強力に主張された⁽¹⁴⁾。例えば、これらの付加給付を受けられなくても、雇用自体は長期にわたって継続される可能性が高い労働者が存在するからである。

労働経済学会の立場を代表して、チェ・ギョンス(2001)は、アメリカの非典型雇用⁽¹⁵⁾の代名詞でもあり、雇用の著しい不安定性や暫定性を基本的属性とする、contingent worker という概念

(11) 2001年に行われた韓国労働研究院の実態調査に拠れば、新入社員の採用において1003の調査事業体の31.4%が経歴保持者を選好するのに対し、経歴を持たない者、新規卒業者を選好する事業体は18.7%に過ぎなかった。こうした傾向は経済危機以降強まり、15.7%の事業体が経済危機以降、新入社員の採用を新規卒業者から経歴保持者に転換したと応えている(クム・ジェホ(2002), pp.62-63)。

(12) チェ・ギョンス(2001)、朴基性(2001)が非正規労働者の規模をめぐる論争の口火を切った。

(13) 韓国の勤労基準法によれば、1年以上勤務した労働者には退職金が支給されるようになっていて(勤労基準法34条)、特別な場合を除いて、勤労契約期間が1年以上の場合には、勤労契約期間の定めのないものとみなされ(勤労基準法23条)、使用者の解雇措置に制限を加えられる(勤労基準法30条、31条)。したがって、『経済活動人口調査』では、退職金を受け取れる労働者は、期間の定めのないものと判断され、使用者の解雇措置に対して労働法の保護が受けられると判断されたため、経済活動人口調査では自動的に常用労働者にカウントされたと考えられる。

(14) チェ・ギョンス(2001)、朴基性(2001)。

(15) ここで非典型的雇用とは、典型的でない雇用をいう。アメリカの伝統的な典型的雇用の特徴は、使用者と労働者との間における「人的(パーソナル)な関係」の存在、通常の時間いっぱい働くという「フルタイム」の労働、かなりの長期間(または無限定の期間)にわたる「継続性」があげられる(中窪(2001), p.48)。この定義からすれば、典型的雇用=正規雇用、非典型的雇用=非正規雇用と考えて大きな無理はない。

に抛りながら、韓国におけるその規模を推定している。2000年現在、韓国の contingent worker は、最大でも賃金労働者の17.6%と推計され、この数字は、OECD諸国の中で高い方ではあるが、ヨーロッパ諸国の水準に近く、スペイン、トルコ、オーストラリアよりは低いと結論づけられた⁽¹⁶⁾。つまり、韓国の雇用の不安定性は、ヨーロッパと比較しても、際立って高いとは言えないというのである。

ここでは、まず contingent worker という概念の検討を軸に、韓国における非正規労働者の規模をめぐる論争を整理し、これを通して韓国の非正規労働者の特徴を浮き彫りにしたい。contingent はもともと臨時的、暫定的という意味で、アメリカ労働統計局（Bureau of Labor Statistics）は、contingent work を「明示的、または黙示的に長期雇用契約を締結していない労働者の雇用⁽¹⁷⁾」と定義し、長期雇用と対置される一時的な雇用あるいは基幹的でない雇用としている。さらに、もっとも広義の定義では、「自分の雇用を継続されると思っていない、一時的な就労であると考えている労働者⁽¹⁸⁾」を指し、この定義にしたがえば、法的には期間の定めのない雇用契約を結んでいても、当事者の意識や現実には長期雇用でないと判断されるなら、contingent worker に分類される。チェ・ギョンスが韓国の contingent worker の規模を測るために、アメリカ労働統計局の広義の定義に相応するものとして設定した基準は、「雇用契約期間が定められているすべての労働者と、雇用契約期間が定められていない場合、継続勤務期間が1年未満である勤労者⁽¹⁹⁾（傍点・筆者）」となっている。この定義では、contingent worker かどうかの判断基準から当事者＝労働者の意識や現実が排除されてしまい、アメリカ労働統計局の定義よりずっと狭くなってしまふ。

ことに韓国では、前述したように雇用契約期間を定めて働くケースがきわめて少なく、本人の重大な過失や経営上の重要な理由がなくても、いつでも恣意的に解雇される雇用不安を感じている多くの労働者は、チェ・ギョンスの定義からは抜け落ちてしまふ。短期間の雇用契約をして、これを何回も更新する労働者の場合もまた然りである。こういった有期雇用の更新の繰り返しはいつ雇い止めされるかわからず、雇用の安定性を阻害する最大の要因となっている。こうした、チェ・ギョンスによる contingent worker の定義上の問題点を指摘する論者は多い⁽²⁰⁾。これに対し、韓国労働社会研究所副所長のキム・ユソンは、上のような韓国の労働者の働き方の現実には即して、1年以上働けると予想されていたり、すでに1年以上働いた者もいるが、いつ解雇されたり、雇い止めされるかも知れないという雇用上の不安を常に抱えている労働者を、「長期臨時労働者」と位置づけ、韓国の非正規雇用、あるいは非典型雇用の主要部分を成すと主張している⁽²¹⁾。キム・ユソンの推計では、2000年8月現在で、「長期臨時労働者」は499万9千人で、賃金労働者の38.5%を占めており（表3 参照）、すでにこれだけで、チェ・ギョンスによる contingent worker 推計規模の2倍以上である。また、この「長期臨時労働者」の多くは、『経済活動人口調査付加調査』では、従事

(16) チェ・ギョンス（2001），pp.110-111。

(17) Polivka（1996），p.3。

(18) 同上，p.4。

(19) チェ・ギョンス（2001），p.107。

(20) 例えば、丁怡煥（2001），南奇坤（2002），チャン・ジヨン（2001）等があげられる。

(21) キム・ユソン（2001），p.82。

上の地位別就業者の臨時職・日雇い労働者にカウントされていて、臨時職・日雇い労働者を非正規労働者、あるいは contingent worker とする主張の論拠となっている⁽²²⁾。

一方、アメリカの contingent work に対しても、雇用の臨時性・暫定性だけでは、非典型雇用 = 非正規雇用の実像を捉えきれず、典型雇用 = 正規雇用と非典型雇用 = 非正規雇用の間に存在する様々な格差にも着目しなければならないと多く論じられている。例えば、中窪（2001）によれば、「臨時的」の期間の長さもまちまちで、数日、数週間というものから、数ヶ月や数年に及ぶ臨時雇用も存在する。甚だしくは、長期間にわたってフルタイムで雇用されていても、「臨時」である限り、パーマネントの正規労働者が受けられる有給休暇や病休、年金、健康保険等の社会保険や付加給付は受けられないという⁽²³⁾。

同様のことが、韓国の非正規雇用についても当てはまる。丁怡煥（2001）は、正規労働者と非正規労働者の待遇差別こそが、非正規労働者問題の核心であり、労働時間や雇用契約期間は両者を区分する、唯一絶対的な基準とはならないと論じた。すなわち、後に詳しく見るように、正規労働者が、非正規労働者なのかによって、賃金水準のみならず、手当、退職金、ボーナス、社会保険を受けられる程度が著しく異なる。なかでも、韓国の非正規労働者を代表する「長期臨時労働者」の特徴は、労働時間は正規労働者と同じか、場合によっては長く、雇用契約期間は期間の定めがないが、短期契約の更新の繰り返しによって長期にわたっているのにもかかわらず、まさに正規労働者との取り扱いの差、「差別」は画然と存在する。こうした「長期臨時労働者」の存在形態は、日本では「その他パート」に分類される、「疑似パート」のそれと重なり合う部分が多い。『経済活動人口調査』は、こうした付加給付や社会保険の有無でもって、常用労働者と臨時職・日雇い労働者を分けており、ここからもまた、正規労働者 = 常用労働者、非正規労働者 = 臨時職・日雇い労働者とする構図の妥当性が導き出されるのである。

（２） 韓国における非正規労働者の規模とその実態

したがって、本稿では、韓国労働経済学会による雇用の継続性の欠如という非正規労働者の部分的な特徴のみをとらえた定義は採らず、雇用の不安定性及び待遇差別に着目して、非正規労働者の規模や実態を考察したい。

まず 表 3 で、日韓の男女別非正規労働者の規模を比較してみよう。1999年の日本の非正社員の賃金労働者に占める割合が27.5%であるのに対して、2000年8月現在、韓国の非正規労働者は賃金労働者の58.4%を占め、日本の2倍以上となっている。とくに女子の場合、賃金労働者の73.3%が非正規労働者である。この数値は、日本の女子非正社員の割合47.0%と比べても、格段に高い。ここからも、韓国の非正規労働者化の進展の激しさが際立つとともに、韓国における女子の労働力

(22) 韓国で雇用契約期間を定めて働く場合は12%に過ぎないため、『経済活動人口調査付加調査』では、雇用契約期間以外にいくつかの付加的な基準を準備して、自分が常用労働者、臨時職・日雇い労働者かを回答者に判断させている。臨時職・日雇い労働者には、明示的な雇用契約がなく、恣意的な解雇が可能で、退職金、ボーナスがない者が含まれる。また、短期間の雇用契約をしてこれを反復して更新する場合は、臨時職労働者とカウントされるようになっている（チャン・ジヨン（2001），p.78）。

(23) 中窪（2001），p.55。

表3 日韓の男女別非正規労働者の規模
 (その1) 韓国における男女別非正規労働者の規模(2000年8月)

(単位:千人,%)

	人 数			比 重 1 ^{注1)2)}			比 重 2 ^{注3)}		
	男 子	女 子	全 体	男 子	女 子	全 体	男 子	女 子	全 体
賃金労働者	7,772	5,203	12,975	100.0	100.0	100.0	59.9	40.1	100.0
正規労働者	4,006	1,387	5,393	51.5	26.7	41.6	74.3	25.7	100.0
非正規労働者	3,766	3,816	7,582	48.5	73.3	58.4	49.7	50.3	100.0
臨時労働	3,544	3,733	7,277	45.6	71.7	56.1	48.7	51.3	100.0
(長期臨時労働 ^{注4)})	2,219	2,780	4,999	28.6	53.4	38.5	44.4	55.6	100.0
(契約労働 ^{注5)})	1,325	953	2,278	17.0	18.3	17.6	58.2	41.8	00.0
パートタイマー ^{注6)}	316	702	1,018	4.1	13.5	7.8	31.0	69.0	100.0
派遣労働	66	70	136	0.8	1.3	1.0	48.5	51.5	100.0
呼び出し労働 ^{注7)}	610	440	1,050	7.8	8.5	8.1	58.1	41.9	100.0
独立請負労働 ^{注8)}	266	391	657	3.4	7.5	5.1	40.5	59.5	100.0
用役労働 ^{注9)}	193	116	309	2.5	2.2	2.4	62.5	37.5	100.0
家内労働	17	239	256	0.2	4.6	2.0	6.6	93.4	100.0

注1) 非正規労働者はそれぞれ分類の基準が違いため重複する部分がある。従って、比重1ですべてを加えると100.0を上回る。

注2) 比重1はそれぞれの分類が賃金労働者に占める割合。

注3) 比重2はそれぞれの分類の男女比。

注4) 雇用期間は1ヶ月を超えるか、または定めのない者で、何回もの契約更新によって、あるいは期限の定めなく長期にわたって雇用されている者。同時に「臨時職労働者」としての待遇を受けている者。日本の「その他パート」に相当部分重なる概念である。

注5) 雇用契約期間が1ヶ月以上1年未満の者、または事業完了の必要性によって雇用された者。

注6) 日本の「短時間のパート」に該当する。

注7) 雇用契約を定めず、仕事口ができた場合、何日あるいは何週単位で働く形態の労働者と定義され、統計庁ではこれに「日々雇用」という用語を用いている。独立請負労働、派遣労働、用役労働に該当する場合は除外される。

注8) 独自の事務室、店舗、または仕事場を有さず、あるいは非独立的な形態で業務を遂行しているが、労働力提供の方法、労働時間などは独自に決定し、個人的に募集・販売・配達・運送などの業務を通して顧客を求め、商品やサービスを提供し、仕事をしただけ所得を得る場合と定義する。

注9) 用役業体に雇用されて賃金を受けていて、業務上の地位・監督も雇用業体の管理下にあり、その業体の指揮の下にその業体と用役契約を結んだ他の業体で労働提供する形態と定義する。

資料：韓国統計庁『経済活動人口調査付加調査(2000.8)』(キム・ユソン(2001)p.74より作成)

化は非正規労働力化であったといっても過言ではない。しかし、同時に韓国の男子非正規労働者の賃金労働者に占める比率も、日本の14.9%に比べて48.5%と3倍以上となっており、「IMF経済危機」以降の労働市場の柔軟化が男子正規労働者の内部労働市場を深く侵食しつつあることを如実に物語っている。ただ、両国に共通しているのは、正規労働者の7割以上が男子で、労働市場において、依然、中核的労働者として内部労働市場を主に形成しているのは男子労働者であることがわかる。

さらに、前述したように、韓国の非正規労働者の構成上の顕著な特徴は、労働時間は正規労働者と同じかそれよりも長い、いつ解雇や雇い止めにあってもおかしくない、長期不安定雇用ともいふべき「長期臨時労働者」が499万9千人も存在し、賃金労働者の38.5%、非正規労働者の66.0%にも達していることである。しかも、女子賃金労働者の53.4%、つまり過半数が「長期臨時労働者」として就労している。この点、「短時間パート」が非正社員の52.7%を占める日本とは対照的である。「長期臨時労働者」と定義において大きく重なる、日本の「その他のパート」、いわゆる「疑似パート」は、その雇用の不安定性や長時間労働にもかかわらず、正社員との身分差別に近い不均等

(その2) 日本における男女別非正規労働者の規模 (1999年9月)

(単位: 千人, %)

	人 数			比 重 1 ^{注1)}			比 重 2 ^{注2)}		
	男 子	女 子	全 体	男 子	女 子	全 体	男 子	女 子	全 体
賃金労働者	29,532.5	19,072.8	48,605.4	100.0	100.0	100.0	60.8	39.2	100.0
正規労働者	25,133.6	10,118.1	35,251.8	85.1	53.0	72.5	71.3	28.7	100.0
非正規労働者	4,398.9	8,954.7	13,353.6	14.9	47.0	27.5	32.9	67.1	100.0
パートタイマー	2,312.2	7,552.2	9,864.3	7.8	39.6	20.3	23.4	76.6	100.0
(短時間のパート ^{注3)})	1,550.0	5,513.9	7,063.9	5.2	28.9	14.5	21.9	78.1	100.0
(その他のパート ^{注4)})	762.2	2,038.2	2,800.4	2.6	10.7	5.8	27.2	72.8	00.0
契約社員 ^{注5)}	634.2	492.9	1,127.1	2.1	2.6	2.3	56.3	43.7	100.0
臨時的雇用者 ^{注6)}	517.4	374.2	891.6	1.8	2.0	1.8	58.0	42.0	100.0
出向社員 ^{注7)}	538.6	78.2	616.8	1.8	0.4	1.3	87.3	12.7	100.0
派遣労働者 ^{注8)}	170.5	348.0	518.5	0.6	1.8	1.1	32.9	67.1	100.0
その他 ^{注9)}	226.0	109.2	335.2	0.8	0.6	0.7	67.4	32.6	100.0

注1) 比重1はそれぞれの分類が賃金労働者に占める割合。

注2) 比重2はそれぞれの分類の男女比。

注3) 正社員より1日の所定労働時間が短いか、1週の所定労働日数が少ない者。

雇用期間は1ヶ月を超えるか、または定めのない者。

注4) 正社員と1日の所定労働時間と1週の所定労働日数がほぼ同じ者。

雇用期間は1ヶ月を超えるか、または定めのない者で、パートタイマーその他これに類する名称で呼ぶ者。

注5) 専門的職種に従事させることを目的に契約に基づき雇用し、雇用期間の定めのある者。

注6) 臨時的にまたは日々雇用している者で、1ヶ月以内の雇用期間の定めのある者。

注7) 他企業より出向契約に基づき出向してきている者。出向元に籍を置いているかどうかは問わない。

注8) 「労働者派遣法」に基づく派遣元事務所から派遣された者。

注9) 上記以外の労働者

資料: 厚生労働省大臣官房統計情報部(2001), pp.52-57より作成。

待遇が存在することなどで、日本のパート労働者問題の核心的部分に違いない。しかし、「疑似パート」が賃金労働者に占める割合は5.8%で、女子労働者に限っても10.8%に過ぎず、韓国の「長期臨時労働者」の規模の大きさととは比べものにならない。ここに、韓国の非正規労働者問題の深刻さが端的に表れている。

それでは、韓国における非正規労働者に対する待遇差別の程度を、表4と表5で浮き彫りにしてみたい。まず、表4で、日韓の非正規労働者の月平均賃金・時間当たり賃金・週当たり労働時間を比較してみよう。正規労働者、あるいは正社員の月平均賃金を100.0とした時、韓国の非正規労働者、日本の非正社員の月平均賃金は、それぞれ53.7、45.1で、一見して韓国より日本の方が正社員との格差が大きく表れている。しかし、週当たり労働時間に目を転じると、韓国の正規労働者47.1時間に対し、非正規労働者は47.5時間とより長く働いており、ことに「長期臨時労働者」は48.8時間と、正規労働者より1.7時間、さらに非正規労働者平均より1.3時間も長くなっている。一方、日本の場合、正社員40.3時間に対し、非正社員29.9時間で、10時間以上も短く、一般に正社員と同じか、長時間働いているとされている「その他パート」も、統計上では36.4時間と4時間近く短く表れている。この結果、時間当たり賃金で計算し直すと、日本の非正社員は60.7となって正社員との格差が大きく縮小している。日本とは逆に、韓国の非正規労働者の時間当たり賃金は正規労働者の52.7となって、正規労働者との格差はむしろ拡がり、ことに「長期臨時労働者」は長

表4 日韓の非正規労働者の平均賃金・週当たり労働時間
 (その1) 韓国の非正規労働者の月平均賃金・時間当たり賃金・週当たり労働時間(2000年8月)

	月平均賃金		時間当賃金		週当労働時間 (時間)
	金額 (万ウォン)	比率 (正規労働者=100)	金額 (ウォン)	比率 (正規労働者=100)	
賃金労働者	115	73.0	6,057	72.1	47.3
正規労働者	157	100.0	8,401	100.0	47.1
非正規労働者	84	53.7	4,427	52.7	47.5
臨時労働	83	52.8	4,352	51.8	47.4
(長期臨時労働)	83	52.7	4,227	50.3	48.8
(契約労働)	83	52.8	4,629	55.1	44.5
パートタイマー	52	32.9	4,373	52.1	32.6
派遣労働	84	53.8	4,159	49.5	48.4
呼び出し労働	68	43.1	4,050	48.2	41.9
独立請負労働	96	61.2	5,571	66.3	43.5
用役労働	76	48.4	3,596	42.8	52.8
家内労働	30	19.2	2,092	24.9	39.7

資料：韓国統計庁『経済活動人口調査付加調査(2000.8)』(キム・ユソン(2001), p.78より作成)

(その2) 日本の非正規労働者の月平均賃金・時間当たり賃金・週当たり労働時間(1999年9月)

	月平均賃金		時間当賃金		週当労働時間 (時間)
	金額 (千円)	比率 (正規労働者=100)	金額 (円)	比率 (正規労働者=100)	
賃金労働者	261.9	83.8	1,760	90.8	37.2
正社員	312.5	100.0	1,939	100.0	40.3
非正社員	140.8	45.1	1,177	60.7	29.9
パートタイマー					
(短時間のパート)	89.7	28.7	915	47.2	24.5
(その他のパート)	152.8	48.9	1,049	54.1	36.4
契約社員	237.9	76.1	1,629	84.1	36.5
臨時的雇用者	109.8	35.1	977	50.4	28.1
出向社員	427.5	136.8	2,692	138.9	39.7
派遣労働者	209.3	67.0	1,445	74.6	36.2
その他	196.5	62.9	1,502	77.5	32.7

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部(2001), pp.110-111, pp.120-121より作成。

時間労働の影響で50.3となり、より格差が大きくなっている。このように、韓国の非正規労働者、とくに「長期臨時労働者」は、正規労働者より長時間就労した上、賃金においては正規労働者の2分の1という、大きな待遇差別を被っていることが明らかになった。

表5 では、韓国における月平均賃金と社会保険及び付加給付の適用比率について、性別で正規労働者と非正規労働者を比べてみた。ここでは、日本との比較は省略する。すぐわかるのは、韓国では、正規労働者、非正規労働者を問わず、月平均賃金の性別格差が大きく、女子の賃金水準が著しく低いことである。とくに、男子正規労働者の月平均賃金を100.0とすると、女子正規労働者で66.3と男子の7割にも満たないが、それよりも注目されるのは、女子賃金労働者の約4分の3を占める非正規労働者の平均賃金水準が、男子正規労働者のせいぜい20~40%台に過ぎない点である。しかも、賃金水準の低さと同様に指摘されるのは、非正規労働者に対する、国民年金、医療保険、

表5 韓国の非正規労働者の男女別賃金，社会保険及び付加給付適用率

(単位：万ウォン，%)

	正規労働者		長期臨時労働		契約労働		パートタイマー		派遣労働	
	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子
月平均賃金(万ウォン)	172	114	100	69	101	58	66	45	106	64
(正規労働者=100)	(100.0)	(66.3)	(58.1)	(40.1)	(58.7)	(33.7)	(38.4)	(26.2)	(61.6)	(37.2)
国民年金(%)	88.9	84.5	21.8	14.8	30.2	17.6	6.2	5.5	41.1	36.0
医療保険(%)	91.7	86.8	25.1	16.0	32.5	18.7	7.7	5.8	49.1	36.8
雇用保険(%)	74.5	69.2	24.0	16.9	28.2	16.1	6.5	5.5	42.0	36.8
退職金(%)	90.7	86.1	22.3	14.7	29.5	15.8	6.2	5.1	43.8	33.6
ボーナス(%)	90.3	86.2	24.9	17.0	29.2	14.4	6.9	4.8	44.6	30.4
時間外手当(%)	75.3	70.4	16.1	11.9	25.2	14.1	9.4	5.7	29.5	22.4
有給休暇(%)	76.9	72.6	14.3	10.3	24.4	13.3	4.9	3.6	33.9	22.4
出産休暇(%)		54.4		3.9		9.2		1.8		10.4
勤続比例賃金昇給(%)	78.1	71.3	14.7	10.5	23.6	11.8	4.7	3.2	23.2	19.2

資料：韓国統計庁『経済活動人口調査付加調査』2000.8(チャン・ジヨン(2001), p.93より作成)

雇用保険などの社会保険，退職金，ボーナスなどの付加給付の適用比率の低さである。すなわち，正規労働者では，男子が80～90%台，女子でも70～80%台という高い適用比率なのに対し，非正規労働者は，派遣労働者と用役労働者を除けば，男子労働者で20～30%台，女子はさらに一桁から，せいぜい10%台と極端に低い。以上のように，韓国の非正規労働者は，賃金労働者の約6割という規模の大きさとともに，正規労働者とのあらゆる面での大きな待遇格差が問題となる。とりわけ，女子非正規労働者は，非正規・正規の違いに加えて，性別によって二重に劣悪な雇用条件下におかれている。当然，このような悪条件を自ら選んで非正規職に就業したという労働者は少なく，民主労総の調査では，非正規職への自発的就業者11%に対して，「非正規職で就業するのを望まないが，正規職で就業する機会がなかったから」，やむなく非正規労働者として働いている非自発的就業者は45%にもものぼっている⁽²⁴⁾。日本の非正規職での非自発的就業者の割合14%⁽²⁵⁾とも考え合わせると，韓国における非正規労働者化がいかに不可避的に，選択の余地のない状況で進行したかがうかがえる。

ところで，韓国の非正規労働者の実像により接近するためには，彼らが，どのような職場で，どのような仕事に，どのような形態で従事しているのか，あるいは労働者間の交流関係や労働移動を，多くの事例にあたって綿密に分析しなければならない。しかし，韓国の非正規労働者の実態に関する，まとまった事例研究は皆無に等しい。現状では，統計庁の『経済活動人口調査付加調査』の産業分類別，職業分類別で非正規労働者の就業分布を見るのがせいぜいのところである。

表6 は，韓国の非正規労働者の分布を産業別，職業別に見たものである。非正規労働者が，製造業，建設業，卸小売業，宿泊及び飲食店業に集中しているのは一目瞭然である。中でも，製造業に従事する者がもっとも多く，非正規労働者の21.5%が製造業で働いている。また，製造業で働く賃金労働者の約半分，47.3%が非正規労働者である。職業分類でも，技能工及び関連技能従事者

(24) 全国民主労働組合総連盟(2001), pp.71-172.

(25) 厚生労働省大臣官房統計情報部(2001), p.41.

用役労働		呼出労働		独立請負労働		家内労働	
男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子
88	57	84	45	118	81	38	30
(51.2)	(33.1)	(48.8)	(26.2)	(68.6)	(47.1)	(22.1)	(17.4)
42.1	40.8	5.5	3.5	39.2	10.6	11.4	0.9
49.9	43.9	6.9	3.8	42.1	11.1	11.4	0.7
43.8	41.3	6.0	3.6	40.5	10.2	14.3	0.9
42.1	34.2	5.3	2.6	36.7	7.3	8.6	0.7
37.3	28.1	5.5	2.8	37.5	9.5	11.4	0.0
22.9	10.2	6.0	4.6	22.0	4.9	2.9	0.7
24.4	12.8	4.3	2.8	28.1	6.4	5.7	0.5
	2.6		1.8		4.5		0.0
18.9	11.2	4.4	2.4	23.5	5.4	5.7	0.5

が非正規労働者の17.7%を占め、さらに技能士及び関連技能従事者の70.7%が非正規労働者であり、加えて熟練工及び、テクニシャンに近い準専門家ですら41.8%が非正規労働者であるという事実からも、製造業生産労働者の非正規化が急速に進んだことがわかる。しかも、非正規化の流れが、経済危機以前に企業内労働市場の中核を構成した、キャリアを積んだ熟練労働者にまで及んでいる点が注目される。

非正規労働者集中業種のうち、製造業以外の3業種、建設業、卸小売業、宿泊及び飲食店業では、非正規労働者の割合がきわめて高いのが特徴的である。従事者の70%台から90%以上という圧倒的多数が非正規労働者で、ほぼこれに相応する職業である単純労務者、サービス従事者、販売従事者の85%以上が非正規労働者となっている。卸小売業、宿泊及び飲食店業に、人数こそ少ないが、非正規労働者比率が73.3%の娯楽、文化及び運動関連産業、同100%の家事サービス産業を合わせると、経済のサービス化にともなう労働力の非正規化の進展の激しさが端的に浮かび上がってくる。

さらに目を引くのが、経済危機以前は、相対的に高賃金で安定的な業種と考えられていた金融及び保険業で、非正規労働者が過半数の51.6%にも達していることである。ホワイトカラーの代表的職種とされた事務従事者のうち、非正規労働者が36.1%にのぼるのも、この傾向と一致する。経済危機以降、ブルーカラーだけでなく、本来安定的だったホワイトカラーまで雇用が不安定化している。

こうした事実は、経済危機以降、ブルーカラーの単純・未熟練工だけでなく、熟練・中堅労働者やホワイトカラーまで巻き込んで、いかに多くの正規労働者が企業内労働市場からはじき出され、急激に非正規化されてきたかを示唆する。じっさい、非正規労働者の業務の特性を調べた民主労総(2001)でも、「正規労働者の業務と同じかほとんど同じ」という回答が60.2%で、「正規労働者の補助的業務」19.8%、「正規労働者の業務と全く違う」20.1%を大きく引き離している⁽²⁶⁾。つまり、もともと正規労働者のものであった業務を非正規労働者に割り振るといふ、非正規労働者の基幹労

(26) 全国民主労働組合総連盟(2001), p.175。

表6 韓国における非正規労働者の産業別、職業別分布

(単位：千人，%)

		人 数 (千 人)			比重 1 ^{注1)}	比重 2 ^{注2)}
		賃金労働者	正規労働者	非正規労働者	(%)	(%)
産業分類	農業及び林業	154	6	148	2.0	96.1
	水産業	24	2	22	0.3	91.7
	鉱業	16	11	5	0.1	31.3
	製造業	3,443	1,814	1,629	21.5	47.3
	電気、ガス及び水道事業	57	41	16	0.2	28.1
	建設業	1,246	285	961	12.7	77.1
	卸小売業	1,660	425	1,235	16.3	74.4
	宿泊及び飲食店業	982	64	918	12.1	93.5
	運輸業	680	435	245	3.2	36.0
	通信業	173	113	60	0.8	34.7
	金融及び保険業	663	321	342	4.5	51.6
	不動産及び賃貸業	223	76	147	1.9	65.9
	事業サービス業	844	345	499	6.6	59.1
	公共行政、国防及び社会保障行政	697	489	208	2.7	29.8
	教育サービス業	914	485	429	5.7	46.9
	保健及び社会福祉事業	361	218	143	1.9	39.6
	娯楽、文化及び運動関連産業	187	50	137	1.8	73.3
	その他公共、修理及び個人サービス業	477	201	276	3.6	57.9
	家事サービス業	157		157	2.1	100.0
	国際及び外国機関	19	12	7	0.1	36.8
	全産業	12,977	5,393	7,584	100.0	58.4
職業分類	議員、高位役員管理者	199	173	26	0.3	13.1
	専門家	1,151	819	332	4.4	28.8
	熟練工及び準専門家	1,477	859	618	8.2	41.8
	事務従事者	2,180	1,392	788	10.4	36.1
	サービス従事者	1,412	214	1,198	15.8	84.8
	販売従事者	987	112	875	11.5	88.7
	農林水産業熟練従事者	56	5	51	0.7	91.1
	技能工及び関連技能従事者	1,899	557	1,342	17.7	70.7
	装置機械操作組立従事者	1,666	974	692	9.1	41.5
	単純労働者	1,947	288	1,659	21.9	85.2
		全職業	12,974	5,393	7,581	100.0

注1) 比重1 = 産業別あるいは職業別非正規労働者数 / 全産業あるいは全職業の非正規労働者数

注2) 比重2 = 産業別あるいは職業別非正規労働者数 / 産業別あるいは職業別の賃金労働者数

資料：韓国統計庁『経済活動人口調査付加調査(2000.8)』(キム・ユソン(2001), p.76,p.77より作成)

働力化が内部労働市場の崩壊と表裏一体の関係で同時進行しているのである。

それでは、さらに立ち入って、韓国の非正規労働者の66%、女子賃金労働者の53.4%を占める「長期臨時労働者」の分布を、表7で、男女別、事業体規模別、産業大分類別、職業中分類別に検討してみよう。まず、男女ともに、「長期臨時労働者」は、従業員10人未満の零細事業体に約60%が集中している。とくに、女子は、従業員5人未満のもっとも零細な事業体に約40%が集中しており、女子「長期臨時労働者」が就業する事業体の零細性が一段と強い。零細事業体では雇用契約が明示的に結ばれない場合がほとんどで、必然的に、「長期臨時労働者」の雇用条件は不安定か

つ劣悪なものとならざるを得ないのである。

表7 韓国における「長期臨時労働者」の男女別分布

（単位：千人，％）

		男 子		女 子	
全体		2,191 (千人)	100.0 (%)	2,649 (千人)	100.0 (%)
事業体規模	1～4人	716	32.7	1,009	38.1
	5～9人	601	27.4	554	20.9
	10～29人	473	21.6	527	19.9
	30～99人	260	11.9	399	15.1
	100～299人	82	3.7	79	3.0
	300人以上	59	2.7	81	3.1
産業大分類	製造業	555	25.3	652	24.6
	建設業	364	16.7	46	1.7
	卸小売業	481	22.0	549	20.7
	宿泊及び飲食店業	154	7.0	500	18.9
	運輸通信業	140	6.4	35	1.3
	金融及び保険業	36	1.6	212	8.0
	不動産・事業サービス業	226	10.3	169	6.4
	教育サービス業	67	3.1	203	7.7
	保健及び社会福祉	16	0.7	80	3.0
	その他公共個人サービス	116	5.3	262	9.9
職業中分類	教育準専門家	31	1.4	158	6.0
	一般事務職員	131	6.0	171	6.5
	顧客奉仕事務職員	20	0.9	173	6.5
	対人サービス	147	6.7	733	27.7
	販売員	168	7.7	258	9.7
	建築技能工	190	8.7	12	0.5
	金属機械技能工	214	9.8	9	0.3
	その他技能工（食品・繊維・衣服）	130	5.9	246	9.3
	機械操作組立技能工	118	5.4	87	3.3
	運転技師	229	10.5	5	0.2
	単純サービス（家事清掃）	311	14.2	446	16.8
	建設製造関連労働者	172	7.9	254	9.6

注：産業と職業分類の中で従事する労働者が比較的多い範疇だけが選択的に呈示されている。

資料：統計庁『経済活動人口調査付加調査』（2000.8）（チャン・ジョン（2001），p.79より引用。）

また、産業別に「長期臨時労働者」の分布を見ると、製造業と卸小売業に、それぞれ男子25.3%、22.0%、女子24.6%、20.7%が集中しており、これに、男子は建設業の16.7%、女子は宿泊飲食業の18.9%が加わり、「長期臨時労働者」は、表6 で見た非正規労働者全体よりさらに、一定の業種に大きく偏って就業していることがわかる。とくに、零細な卸小売業や宿泊及び飲食店業への集中度が高いと推測され、ここからも「長期臨時労働者」が、非正規労働者の中でもより劣悪な条件下におかれていると予想される。これを「職業中分類」で分布状況を細分化して見てみると、男女で異なる傾向を示している。男子は、製造業、建設業、サービス業関連の職種を中心に、従事する職種が比較的ばらけているのに対し、女子は、対人サービス、家事清掃などの単純サービスが44.5%と突出しており、これに販売員9.7%、建設製造関連労働者9.6%、食品・繊維・衣服等のその他技

能工9.3%が続く。つまり、女子「長期臨時労働者」は、男子と比べて、零細サービス業に就業している割合が一段と高いと考えられる。これは、とりもなおさず、女子「長期臨時労働者」の多くが、最底辺の「都市雑業層」的な就業形態にあることを暗に示している。

4 結 論

1997年末からの「IMF経済危機」を直接の原因にして、企業の連鎖的な大量倒産が起こる一方で、構造改革の一環として、整理解雇と勤労者派遣業の許可を内容とする労働市場の柔軟化政策が取られた。この結果、経済危機以前はほぼ完全雇用状態に近かった雇用状況が、1998年には失業率が一気に6.8%にもはね上がった。3年後の2000年には、失業率は3.7%まで低下するが、その内実は、整理解雇された正規労働者の欠員や業務を非正規労働者で充当していったものであった。2000年8月現在で非正規労働者が賃金労働者に占める比率は58.4%にも達し、日本の1999年の同数値27.5%に比べても、これがいかに膨大な数であるかがよく理解されよう。

しかし、正規労働者の非正規労働者化は単にその規模の大きさだけの問題でなく、韓国社会に与えた影響は甚大であった。1990年代を通じて、財閥企業を始めとして大企業の男子正規労働者を中心に順調に形成されていた内部労働市場をいきなり解体に向かわせ、今や企業内で勤続とキャリアを積み上げた中堅・熟練労働者まで非正規労働者に置き換えられ始めている。長期安定雇用と良好な労働条件を享受してきた正規労働者からなる内部労働市場は一挙に縮小し、非正規労働者からなる外部労働市場が急激に膨張した。労働者の非正規化によって雇用調整を行う企業の狙いは、主に景気変動に応じて労働力の数量的調整を柔軟に行うことと、人件費削減にあるが、翻って労働者にとっては雇用の不安定化とともに、賃金、付加給付、社会保険等も含めた労働条件の大幅な悪化以外の何物でもない。韓国社会は、「IMF経済危機」を契機に、多くの人々の生活基盤をも崩壊させかねない過激な社会変動に不可避的に巻き込まれたといっても差し支えないだろう。

ところで、経済危機は女子労働者の非正規化をも進展させた。1990年代の、男子正規労働者による内部労働市場の形成・深化と連動して、内部労働市場の硬直性を補完し、打開するために、非正規労働力化による女子の労働力化が急激に進んだのだが、経済危機はその速度を増大させ、2000年8月には、女子賃金労働者の約4分の3が非正規労働者となっている。これらは、男子非正規労働者とともに広大な外部労働市場を構成する。

さらに、韓国の非正規労働者の性格を浮き彫りにしたのが、非正規労働者の定義と規模の推計をめぐる韓国内での論争であった。韓国労働経済学会を中心とする研究者は、雇用の継続性の欠如を基準とする *contingent worker* という欧米の概念に拠って、韓国の非正規労働者の規模の推計を行った。これに対し、労働界やそれに近い研究者は、雇用の継続性の欠如だけでは、韓国の非正規労働者の性格の一面しか表していないと反論したのである。すなわち、これまで長期雇用されてきたとしても、使用者の恣意的な判断によって解雇されたり、短期雇用契約の更新を繰り返しながらいつ雇い止めされるかも知れない、不安定な雇用条件下にいる労働者が *contingent worker* の範疇から抜け落ちてしまうからである。さらに、韓国の非正規労働者のもっとも重大な特徴は、正規労働者と同じか、あるいはそれより長時間働いていても、賃金、付加給付、社会保険など様々な側面で

大きな待遇差別を受けている点にある。長期にわたって雇用されていながら、常に雇用不安を抱え、正規労働者との待遇差別を被っている労働者を、「長期臨時労働者」として非正規労働者に含めると、これらは非正規労働者の66%にも当たり、賃金労働者の38.5%をも占める。日本のパート労働者問題の核心ともいえる「疑似パート」が、「長期臨時労働者」と概念において重なる部分が大きいが、その規模は非正規労働者の21.1%、賃金労働者の5.8%である。ここからも、韓国の非正規労働者の雇用の不安定性、正規労働者との待遇差別の程度の尖鋭さが露わになり、非正規労働者問題の深刻さが浮かび上がってくる。しかも、女子非正規労働者の場合、性別によって雇用条件の悪化がさらに増幅され、女子非正規労働者の70%以上を占める「長期臨時労働者」は、都市最底辺の雑業的な職業に従事する者が多いのである。

以上のように、急激な格差の拡大と大部分の労働者の生活水準の切り下げは、激しい社会的軋轢を生む可能性を極大化する。こうした社会的な摩擦を緩和し、社会的弱者を救済するシステムとしてのソーシャル・セーフティーネットや法制度は、経済危機以降いかに整備されてきたのか、あるいはなおざりにされたのか、今後丹念に見ていく必要がある。同時に、このような格差拡大を是正する労働運動を醸成する過程で、従来の正規労働者を主体とする労働組合が非正規労働者をいかに組織していくのが重要な課題になってこよう。こうして、労働組合の新たな組織化の問題も主要な研究課題と考えられる。しかし、いずれにせよ、非正規労働者の実態により迫りうる事例研究が多く積み重ねられて行かねばならない。これらの検討を通して初めて、韓国の非正規労働者の具体的な姿が明らかになるからである。

（よこた・のぶこ 山口大学経済学部助教授）

【参考文献】

（1）一次資料

- 全国民主労働組合総連盟（2001）『비정규노동자와 노동조합（非正規労働者と労働組合）』。
 崔康植・李奎容（1998a）,（1998b）,（1999）『우리나라 기업의 고용조정 실태（ ）,（ ）,（ ）（わが国の企業の雇用調整の実態）』韓国労働研究院。
 韓国統計庁『경제활동인구연보（經濟活動人口年報）』各年版。
 厚生労働省大臣官房統計情報部（2001）『就業形態の多様化に関する総合実態調査報告』。

（2）韓国語文献

- 김소영（キム・ソヨン）（2001）『고용형태 다양화와 법·제도 개선과제（雇用形態多様化と法・制度の改善課題）』韓国労働研究院。
 김유선（キム・ユソン）（2001）『비정규직의 규모와 실태（非正規職の規模と実態）』韓国労働社会研究所『노동사회（労働社会）』第55号。
 김태현（キム・テヒョン）（2001）『비정규 노동운동 어떻게 할 것인가（非正規労働運動はいかになされるべきか）』韓国労働社会研究所『노동사회（労働社会）』第56号。
 김재호（クム・ジェホ）（2002）『기업내부 노동시장의 변화（企業内部労働市場の変化）』韓国労働研究院。
 남기坤（2002）『한시근로자（contingent worker）의 규모와 성격（一時勤労者（contingent worker）の規模と性格）』한국산업노동학회韓國産業労働学会『산업노동연구（産業労働研究）』第

8卷第1号.

- 朴基性(2001)「비전형근로자의 측정과 제언 (非典型勤勞者の測定と提言)」韓國勞働經濟學會2001年學術セミナー資料集.
- 尹辰浩(2001)「노동시장의 구조변화와 노동조합의 조직현황 (勞働市場の構造变化と勞働組合の組織現況)」全國民主勞働組合總連盟『비정규노동자와 노동조합(非正規勞働者と勞働組合)』.
- 장지연(チャン・ジヨン)(2001a)『경제위기와 여성노동(經濟危機と女性勞働)』韓國勞働研究院.
- 장지연(チャン・ジヨン)(2001b)「비정규노동의 실태와 쟁점(非正規勞働の実態と争点)」『경제와 사회(經濟と社会)』第51号.
- 丁怡煥(1992)『제조업 내부노동시장의 변화와 노사관계(製造業内部勞働市場の变化と勞使關係)』ソウル大學校社會學科大學院博士論文
- 丁怡煥(2001)「비정규직 규모를 어떻게 볼 것인가(非正規職の規模をいかに見るべきか)」韓國勞働社會研究所『노동사회(勞働社會)』第56号.
- 최경수(チェ・ギョンス)(2001)「고용구조 파악을 위한 고용형태의 분류와 규모 추정(雇用構造の把握のための雇用形態の分類と規模の推定)」韓國勞働經濟學會『勞働經濟論集』第24卷(2).

(3) 日本語文献

- 池添弘邦(2001)「コンティンジェント労働の概念と実態」日本労働研究機構『アメリカの非典型雇用 コンティンジェント労働者をめぐる諸問題』.
- 大沢真理(2001)「非正規は差別されていないか」上井喜彦・野村正實編著(2001)『日本企業理論と現実』ミネルヴァ書房.
- 小倉一哉(2002)「非典型雇用の国際比較 日本・アメリカ・欧州諸国の概念と現状」日本労働研究機構『日本労働研究雑誌』No.505.
- 国際交流基金(1999)『女性のパートタイム労働 日本とヨーロッパの現状』新水社.
- 酒井和子(2002)「厚生労働省のパートタイム労働研究会の中間報告をどう見るか」『賃金と社会保障』No.1322.
- 中窪裕也(2001)「コンティンジェント労働の諸相」日本労働研究機構『アメリカの非典型雇用 コンティンジェント労働者をめぐる諸問題』.
- 仲野組子(2000)『アメリカの非典型雇用』青木書店.
- 横田伸子(1994)「1980年代の韓国における労働市場構造の変化 製造業生産職男子労働者をを中心に」アジア經濟研究所『アジア經濟』第35卷第10号.
- 横田伸子(2001)「民主化過程における韓国労働市場の構造变化と勞使關係」『韓國經濟研究』Vol.1, No.2.

(4) 英語文献

- Polivka, Anne E. (1996), "Contingent and Alternative Work Arrangements, Defined" *Monthly Labor Review*, Bureau of Labor Statistics, USA.